

令和4年2月1日  
みどり33推進担当部  
公園緑地課

## 世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

### 1 世田谷区立公園の設置（「別表第1」の一部改正）

#### （1）改正理由

世田谷区立下馬五丁目庚申公園、世田谷区立喜多見どんぐりの木公園、世田谷区立祖師谷三丁目南みちばた公園及び世田谷区立南烏山二丁目みんなのにお緑地を新設するため、世田谷区立公園条例の一部を改正する。

#### （2）改正内容

条例第2条別表第1に、次のように加える。（参考図は別添のとおり）

（名 称）	（位 置）
世田谷区立下馬五丁目庚申公園	世田谷区下馬五丁目25番1号
世田谷区立喜多見どんぐりの木公園	世田谷区喜多見九丁目11番2号
世田谷区立祖師谷三丁目南みちばた公園	世田谷区祖師谷三丁目6番17号
世田谷区立南烏山二丁目みんなのにお緑地	世田谷区南烏山二丁目1番6号

#### （3）施行予定日

令和4年3月31日

#### （4）条例改正新旧対照表

別紙のとおり

### 2 公園占用料及び使用料の改定（「別表第2」及び「別表第3」の改正）

#### （1）主 旨

公園等の占用料及び使用料については、固定資産税評価額などを料金算定の基礎としており、固定資産税評価額の評価替えの時期に合わせて、3年毎に見直しを行ってきた。今回、令和3年1月に固定資産税評価額の評価替えが行われたことに伴い、その結果を占用料及び使用料に反映させるため、世田谷区立公園条例の一部を改正する。

## (2) 改正の考え方

- ① 公園等の占用料については、公共性及び特別区の一体性の観点から特別区副区長会で各区の適用判断として了承された次の基本事項を踏まえ、従前と同様に23区平均土地価格（23区の宅地固定資産税評価額の合計を宅地地積の合計で除した額）を基に算出する。

（基本事項）

- ・ 占用料は、23区平均土地価格を基に算出することを基本とする。
  - ・ 激変緩和措置として、改定後の単価は従前の単価の1.2倍を上限とする。
- ② 公園等の使用料については、各区が自主的に算出して設定するものであるため、公示価格などを用い、これまでどおり区独自に算定した単価を採用する。

## (3) 改正内容（別紙 新旧対照表参照）

前回の平成31年度改定時と比較して23区平均土地価格で約17%上昇していることなどを踏まえ、公園の占用料及び使用料を以下のとおり改正する。

- ① 土地及び売店等施設の設置物件の使用料について、下記新旧対象表のとおり、世田谷区立公園条例「別表第2」に定められている単価を改定する。

## 【公園施設の設置等に係る使用料 新旧対照表】

種別	単位	新旧比較（単位・円）	
		現行額	改定案
土地	m <sup>2</sup> /月	1,546	1,695
	m <sup>2</sup> /日	56	61
売店	1箇所/月	70,700	75,100

- ② 電柱、公衆電話所、ロケーションなどの占用料について、下記新旧対象表のとおり、世田谷区立公園条例「別表第3」に定められている単価を改定する。

## 【公園等の占用料 新旧対照表】

種別		単位	新旧比較（単位・円）		
			現行額	改定案	
電柱	本柱、支柱、支線	本/月	1,583	1,856	
標識		本/月	938	1,100	
水道管	外径0.4m未満のもの	m/月	140	165	
下水道管	外径0.4m以上1m未満のもの		351	412	
ガス管	外径1m以上のもの		703	825	
電線	電線（架空線）	m/月	117	137	
	地下電線		外径0.4m未満のもの	140	165
			外径0.4m以上1m未満のもの	351	412
			外径1m以上のもの	703	825

鉄塔		m <sup>2</sup> /月	1,173	1,375
変圧塔、マンホールの類		個所/月	1,173	1,375
郵便差出箱及び信書便差出箱			469	550
公衆電話所			1,173	1,375
地下の 占用物件	地上露出部分	m <sup>2</sup> /月	865	1,038
	地下部分		351	412
高架の占用物件			586	687
天体、気象又は土地の観測施設			987	1,184
写真撮影のための常時占用		撮影機1台 /月	9,360	10,800
写真撮影の ための臨時 的な占用	写真撮影	1回 (1時間以内)	1,657	1,912
	映画、テレビ及びビデオの撮影		14,625	16,875
その他の占用		m <sup>2</sup> /日	39	45

## (4) 改定による占用料及び公園施設の設置使用料の歳入見込み額(含む身近な広場)

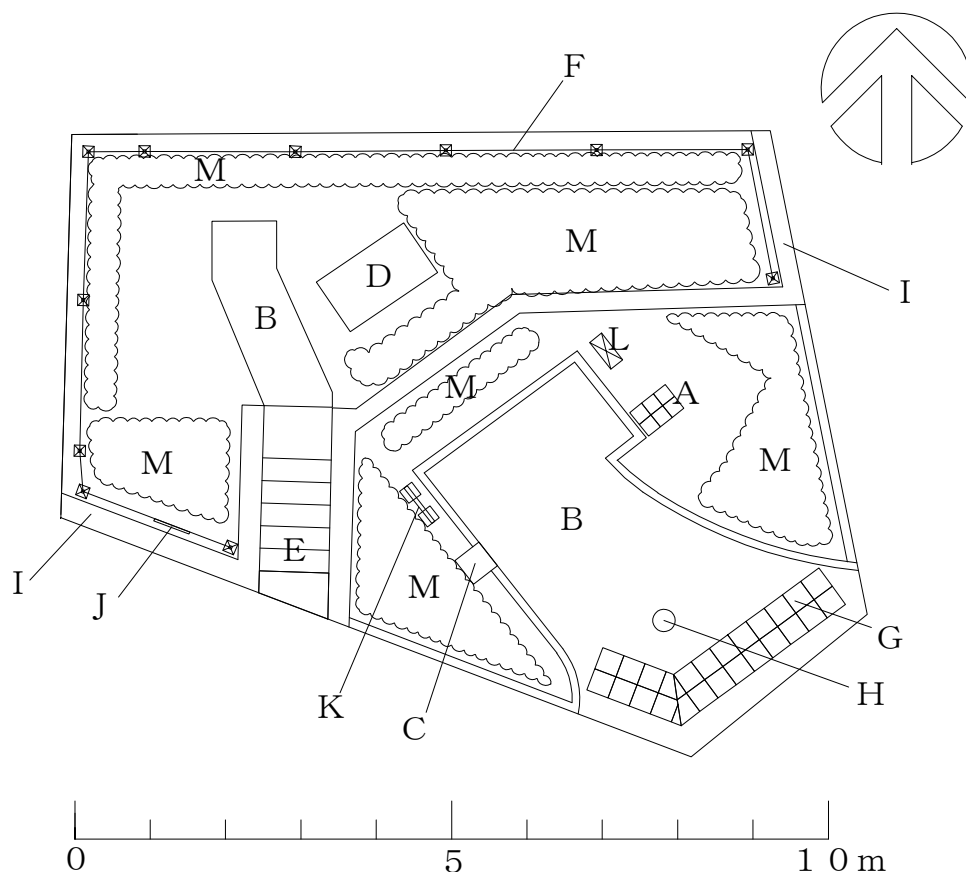
令和3年度当初予算額	令和4年度予算見込額	増収額見込額
約6,655万円	約7,710万円	約855万円

## (5) 施行予定日

令和4年4月1日

(参考)  
世田谷区立下馬五丁目庚申公園

世田谷区下馬五丁目25番1号 面積 68.54<sup>m</sup><sup>2</sup>



案内図

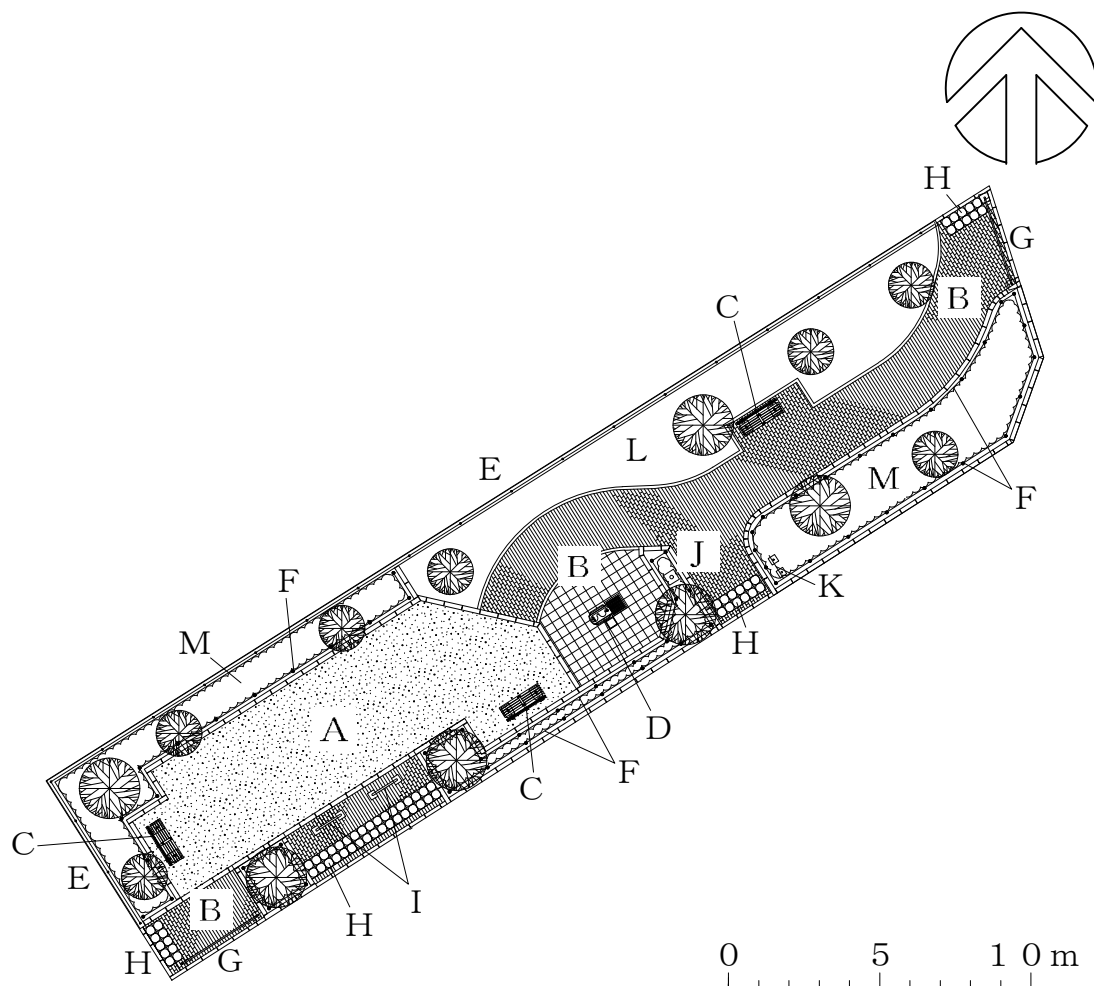


凡 例

記号	名 称	数 量
A	平 板 舗 装	0.2 m <sup>2</sup>
B	コンクリート舗装	12.0 m <sup>2</sup>
C	ス ツ ー ル	1 基
D	モ ニ ュ メ ン ト	1 基
E	階 段	1 箇所
F	フ ェ ン ス	16.1 m
G	点 字 ブ ロ ッ ク	3.8 m
H	車 止 め	1 基
I	コンクリート擁壁	15.3 m
J	制 札 板	1 基
K	案 内 板	1 基
L	井 戸	1 基
M	植 栽	1 式

# 世田谷区立喜多見どんぐりの木公園

世田谷区喜多見九丁目11番2号 面積 274.09㎡



案内図

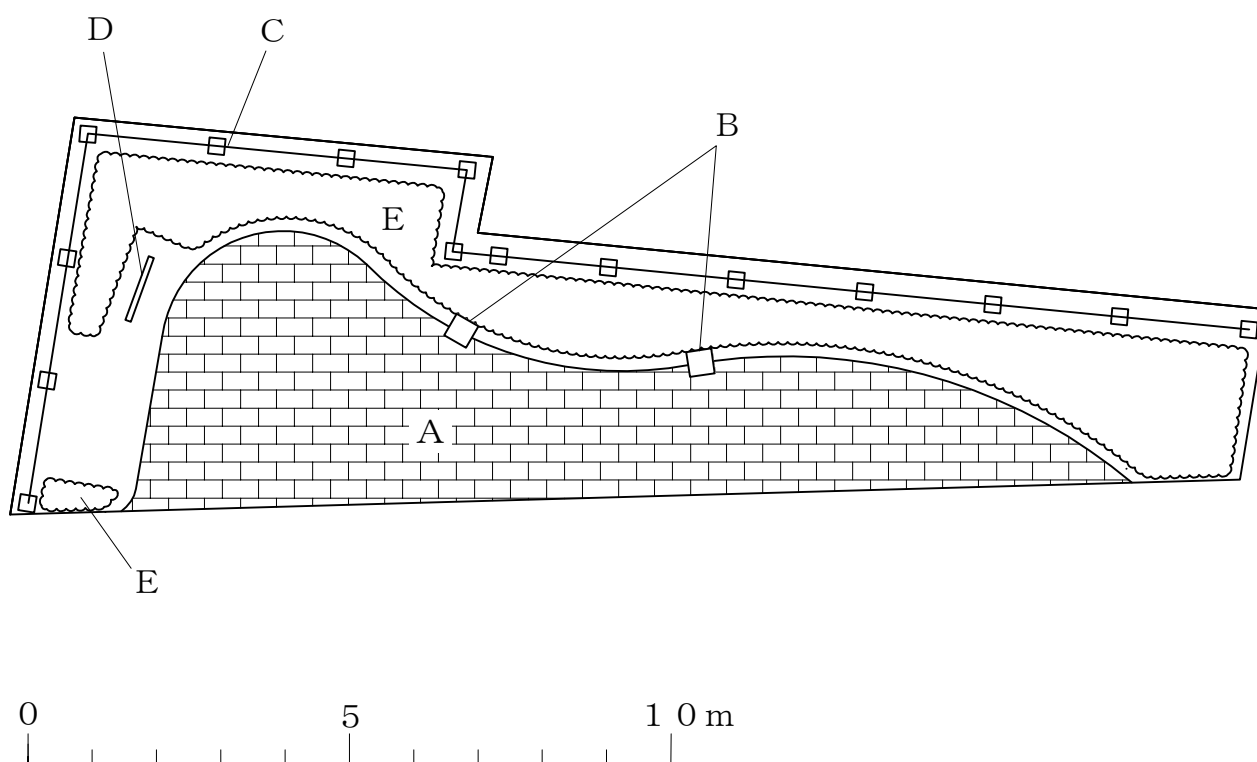


凡 例

記号	名 称	数 量
A	ダ ス ト 舗 装	60.5 m <sup>2</sup>
B	インターロッキング舗装	83.0 m <sup>2</sup>
C	ベ ン チ	3 基
D	水 飲 み	1 基
E	フ エ ン ス	41.0 m
F	内 柵	83.0 m
G	ガ ード パ イ プ	6.0 m
H	点 字 ブ ロ ッ ク	9.9 m
I	車 止 め	2 基
J	公 園 灯	1 基
K	制 札 板	1 基
L	芝 生	41.0 m <sup>2</sup>
M	植 栽	1 式

# 世田谷区立祖師谷三丁目南みちばた公園

世田谷区祖師谷三丁目6番17号 面積 80.67㎡



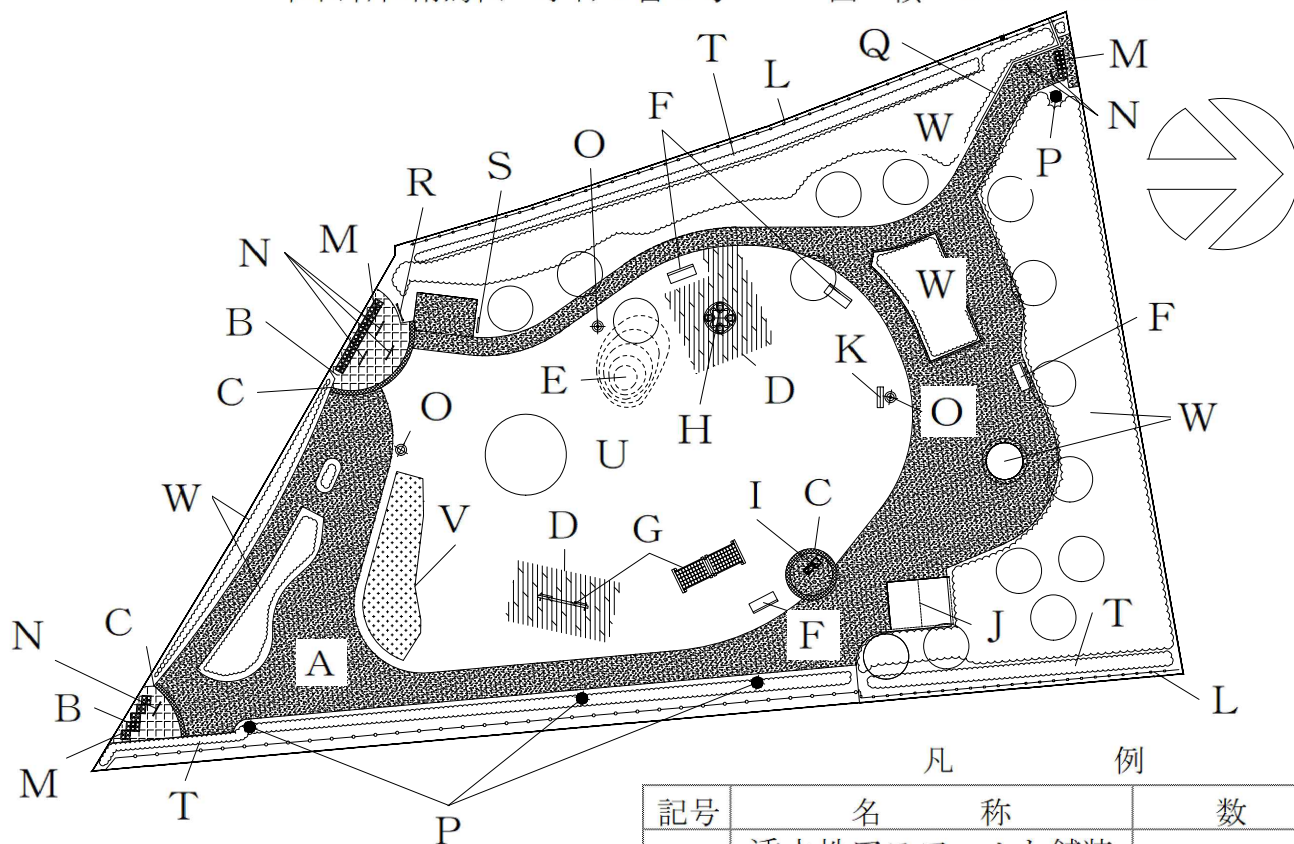
## 凡 例

記号	名 称	数 量
A	インターロッキング舗装	35 m <sup>2</sup>
B	ス ツ ー ル	2 基
C	フ ェ ン ス	25.3 m
D	制 札 板	1 基
E	植 栽	1 式

# 世田谷区立南烏山二丁目みんなのにお緑地

世田谷区南烏山二丁目1番6号

面積 2190.66㎡



凡 例

記号	名 称	数 量
A	透水性アスファルト舗装	499.0 m <sup>2</sup>
B	インターロッキング舗装	23.0 m <sup>2</sup>
C	石 張 り 舗 装	6.6 m <sup>2</sup>
D	ゴ ム チ ッ プ 舗 装	62.0 m <sup>2</sup>
E	築 山	1 箇所
F	ベ ン チ	4 基
G	木 製 遊 具	2 基
H	回 転 遊 具	1 基
I	水 飲 み	1 基
J	ト イ レ	1 基
K	時 計	1 基
L	フ ェ ン ス	115.0 m
M	点 字 ブ ロ ッ ク	10.4 m
N	車 止 め	6 基
O	公 園 灯	3 基
P	足 元 灯	4 基
Q	コンクリート土留め	10.1 m
R	園 名 板	1 基
S	制 札 板	1 基
T	生 垣	110.0 m
U	芝 生	784.0 m <sup>2</sup>
V	レインガーデン	1 箇所
W	植 栽	1 式

案内図



## 世田谷区立公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区立公園条例 昭和33年4月11日条例第4号</p> <p>改正 昭和35年7月5日条例第6号 ～省略～ 令和3年3月9日条例第24号 令和3年9月30日条例第53号 <u>令和4年3月 日条例第 号</u></p> <p>世田谷区立公園条例 ～省略～</p> <p>附 則（平成31年3月5日条例第16号）</p> <p>1 この条例は、平成31年3月31日から施行する。ただし、別表第2及び別表第3の改正規定並びに附則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行前に、世田谷区立丸子川ひろば公園に相当する世田谷区立丸子川広場に関し、世田谷区立身近な広場条例（平成7年3月世田谷区条例第19号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、世田谷区立丸子川ひろば公園に関し、この条例による改正後の世田谷区立公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。</p> <p>3 この条例による改正後の別表第2及び別表第3の規定は、平成31年4月1日以後の使用に係る使用料及び占用に係る占用料については、適用し、同日前の使用に係る使用料及び占用に係る占用料については、なお従前の例による。</p> <p>～省略～</p> <p>附 則（令和3年3月9日条例第24号）</p>	<p>○世田谷区立公園条例 昭和33年4月11日条例第4号</p> <p>改正 昭和35年7月5日条例第6号 ～省略～ 令和3年3月9日条例第24号 令和3年9月30日条例第53号</p> <p>世田谷区立公園条例 ～省略～</p> <p>附 則（平成31年3月5日条例第16号）</p> <p>1 この条例は、平成31年3月31日から施行する。ただし、別表第2及び別表第3の改正規定並びに附則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行前に、世田谷区立丸子川ひろば公園に相当する世田谷区立丸子川広場に関し、世田谷区立身近な広場条例（平成7年3月世田谷区条例第19号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、世田谷区立丸子川ひろば公園に関し、この条例による改正後の世田谷区立公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。</p> <p>3 この条例による改正後の別表第2及び別表第3の規定は、平成31年4月1日以後の使用に係る使用料及び占用に係る占用料については、適用し、同日前の使用に係る使用料及び占用に係る占用料については、なお従前の例による。</p> <p>～省略～</p> <p>附 則（令和3年3月9日条例第24号）</p>



改正後	改正前																								
<p>この条例は、令和3年3月31日から施行する。  附 則（令和3年9月30日条例第53号）  この条例は、公布の日から施行する。  <u>附 則（令和4年3月 日条例第 号）</u>  1 この条例は、<u>令和4年3月31日から施行する。ただし、別表第2及び別表第3の改正規定並びに次項の規定は、同年4月1日から施行する。</u>  2 この条例による改正後の別表第2及び別表第3の規定は、<u>令和4年4月1日以後の使用に係る使用料及び占用に係る占用料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び占用に係る占用料については、なお従前の例による。</u></p>	<p>この条例は、令和3年3月31日から施行する。  附 則（令和3年9月30日条例第53号）  この条例は、公布の日から施行する。</p>																								
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																								
1 公園	1 公園																								
(1) 世田谷地域	(1) 世田谷地域																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～省略～</td> <td>～省略～</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立下馬中央公園</td> <td>東京都世田谷区下馬四丁目1番1号</td> </tr> <tr> <td><u>世田谷区立下馬五丁目<sup>こう</sup>申公園</u></td> <td><u>東京都世田谷区下馬五丁目25番1号</u></td> </tr> <tr> <td>世田谷区立世田谷公園</td> <td>東京都世田谷区1丁目5番27号</td> </tr> <tr> <td>～省略～</td> <td>～省略～</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	～省略～	～省略～	世田谷区立下馬中央公園	東京都世田谷区下馬四丁目1番1号	<u>世田谷区立下馬五丁目<sup>こう</sup>申公園</u>	<u>東京都世田谷区下馬五丁目25番1号</u>	世田谷区立世田谷公園	東京都世田谷区1丁目5番27号	～省略～	～省略～	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～省略～</td> <td>～省略～</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立下馬中央公園</td> <td>東京都世田谷区下馬四丁目1番1号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>世田谷区立世田谷公園</td> <td>東京都世田谷区1丁目5番27号</td> </tr> <tr> <td>～省略～</td> <td>～省略～</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	～省略～	～省略～	世田谷区立下馬中央公園	東京都世田谷区下馬四丁目1番1号			世田谷区立世田谷公園	東京都世田谷区1丁目5番27号	～省略～	～省略～
名称	位置																								
～省略～	～省略～																								
世田谷区立下馬中央公園	東京都世田谷区下馬四丁目1番1号																								
<u>世田谷区立下馬五丁目<sup>こう</sup>申公園</u>	<u>東京都世田谷区下馬五丁目25番1号</u>																								
世田谷区立世田谷公園	東京都世田谷区1丁目5番27号																								
～省略～	～省略～																								
名称	位置																								
～省略～	～省略～																								
世田谷区立下馬中央公園	東京都世田谷区下馬四丁目1番1号																								
世田谷区立世田谷公園	東京都世田谷区1丁目5番27号																								
～省略～	～省略～																								
～省略～	～省略～																								
(4) 砧地域	(4) 砧地域																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～省略～</td> <td>～省略～</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立喜多見河原公</td> <td>東京都世田谷区喜多見二丁目6番</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	～省略～	～省略～	世田谷区立喜多見河原公	東京都世田谷区喜多見二丁目6番	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～省略～</td> <td>～省略～</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立喜多見河原公</td> <td>東京都世田谷区喜多見二丁目6番</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	～省略～	～省略～	世田谷区立喜多見河原公	東京都世田谷区喜多見二丁目6番												
名称	位置																								
～省略～	～省略～																								
世田谷区立喜多見河原公	東京都世田谷区喜多見二丁目6番																								
名称	位置																								
～省略～	～省略～																								
世田谷区立喜多見河原公	東京都世田谷区喜多見二丁目6番																								

改正後		改正前	
園	5号	園	5号
<u>世田谷区立喜多見どんぐりの木公園</u>	<u>東京都世田谷区喜多見九丁目11番2号</u>		
世田谷区立喜多見農業公園	東京都世田谷区喜多見四丁目16番25号	世田谷区立喜多見農業公園	東京都世田谷区喜多見四丁目16番25号
～省略～	～省略～	～省略～	～省略～
世田谷区立祖師谷三丁目北公園	東京都世田谷区祖師谷三丁目40番1号	世田谷区立祖師谷三丁目北公園	東京都世田谷区祖師谷三丁目40番1号
<u>世田谷区立祖師谷三丁目南みちばた公園</u>	<u>東京都世田谷区祖師谷三丁目6番17号</u>		
世田谷区立祖師谷五丁目公園	東京都世田谷区祖師谷五丁目21番1号	世田谷区立祖師谷五丁目公園	東京都世田谷区祖師谷五丁目21番1号
～省略～	～省略～	～省略～	～省略～
～省略～		～省略～	
3 都市緑地		3 都市緑地	
～省略～		～省略～	
(5) 烏山地域		(5) 烏山地域	
名称	位置	名称	位置
～省略～	～省略～	～省略～	～省略～
世田谷区立八幡山かまのくち緑地	東京都世田谷区八幡山二丁目13番1号	世田谷区立八幡山かまのくち緑地	東京都世田谷区八幡山二丁目13番1号
<u>世田谷区立南烏山二丁目みんなのいわ緑地</u>	<u>東京都世田谷区南烏山二丁目1番6号</u>		
～省略～		～省略～	
別表第2 (第5条の4関係)		別表第2 (第5条の4関係)	
公園施設の設置等に係る使用料		公園施設の設置等に係る使用料	
種別	単位	種別	単位
	使用料		使用料

改正後				改正前			
土地	1 平方メートル		1,695円	土地	1 平方メートル		1,546円
	1 月				1 月		
土地	1 平方メートル		61円	土地	1 平方メートル		56円
	1 日				1 日		
売店	1 箇所		75,100円	売店	1 箇所		70,700円
	1 月				1 月		

備考 公募の方法により公園施設の設置又は管理をする場合の土地に係る使用料の額は、月を単位として使用するときは1月の使用料に、日を単位として使用するときは1日の使用料に50を乗じて得た額の範囲内において規則で定める額とする。

別表第3 (第10条関係)

種別		単位		占用料
電柱	本柱、支柱又は支線	1 本	1 月	1,856円
標識		1 本	1 月	1,100円
水道管、下水道管及びガス管	外径が40センチメートル未満のもの	1 メートル	1 月	165円
	外径が40センチメートル以上1メートル未満のもの	1 メートル	1 月	412円
	外径が1メートル以上のも	1 メートル	1 月	825円
電線	電線	1 メートル	1 月	137円
	地下電線	外径が40センチメートル未満のもの	1 メートル 1 月	165円
		外径が40センチメートル	1 メートル 1 月	412円

別表第3 (第10条関係)

種別		単位		占用料
電柱	本柱、支柱又は支線	1 本	1 月	1,583円
標識		1 本	1 月	938円
水道管、下水道管及びガス管	外径が40センチメートル未満のもの	1 メートル	1 月	140円
	外径が40センチメートル以上1メートル未満のもの	1 メートル	1 月	351円
	外径が1メートル以上のも	1 メートル	1 月	703円
電線	電線	1 メートル	1 月	117円
	地下電線	外径が40センチメートル未満のもの	1 メートル 1 月	140円
		外径が40センチメートル	1 メートル 1 月	351円

改正後					改正前				
		ル以上1メートル未満のもの					ル以上1メートル未満のもの		
		外径が1メートル以上のもの	1メートル	1月			外径が1メートル以上のもの	1メートル	1月
									703円
	鉄塔		1平方メートル	1月			鉄塔	1平方メートル	1月
									1,173円
	変圧塔及びマンホール	の類	1箇所	1月			変圧塔及びマンホール	の類	1箇所
									1,173円
	郵便差出箱	及び信書便差出箱	1箇所	1月			郵便差出箱	及び信書便差出箱	1箇所
									469円
	公衆電話所		1箇所	1月			公衆電話所		1箇所
									1,173円
	地下の占有物件		1平方メートル	1月	地上露出部分		地下の占有物件	1平方メートル	1月
									地上露出部分
									865円
					地下部分				地下部分
									351円
	高架の占有物件		1平方メートル	1月			高架の占有物件	1平方メートル	1月
									586円
	天体、気象又は土地の観測施設		1平方メートル	1月			天体、気象又は土地の観測施設	1平方メートル	1月
									987円
	写真撮影のための常時占有		撮影機1台	1月			写真撮影のための常時占有	撮影機1台	1月
									9,360円
	写真撮影のための臨時的な占有	写真撮影	1時間				写真撮影	1時間	
		映画、テレビ及びビデオの撮影	1時間				映画、テレビ及びビデオの撮影	1時間	
									1,657円
									14,625円
	その他の占有		1平方メートル	1日			その他の占有	1平方メートル	1日
									39円

改正後	改正前
～省略～	～省略～